

様式第十三号（第二十四条関係）（令）農水令八三・全改

写真	
生 氏 職 年 月 日 名 名	第 号 年 月 日 登 行
指定種苗検査職員 の身分証明書	

種田法(付)

第六十一条 農林水産大臣は、必要があると認めるときは、農林水産省が定める区分ごとに、研究機構又は独立行政法人農業改良センター(以下「研究機構等」といふ)に、種苗業者から検査のために必要な数量の指定種苗を採取させるものとする。ただし、時価に応じてその対価を支払わなければならない。

2・3(略)

4 第一項の場合は、その身分を不正詐取を恐れしなければならない。
研究機構等の職員は、その身分を不正詐取を恐れしなければならない。

(種苗出荷等の規制)

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 (略)
- 二 正当な理由がないのに第六十一条第一項又は第六十一条第一項の集取を拒み妨げ、又は延滞した者
- 三 (略)

種苗法施行令(付)

(都道府県が処理する事務)

第六条(略)

2 法第六十一条及び第六十五条に規定する農林水産大臣の権限に属する事務のうち、稻大麦、はだか麦、小麦及び大麦の種苗に係るものは、都道府県知事が行つてよいとするただし、種苗の流通の適正化を図るために特設するものと認めるときは、農林水産大臣が自らやその権限に属する事務(農業業者に対するものと限る)を行つてよいと認める。

3・4(略)

(備考) 中央点線の所から二つ折りとすること。